

## 令和7年5月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年5月9日（金）午後2時30分～午後4時20分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名     | 番号 | 氏名    |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1  | 篠田 新生 | 8  | 徳留 佳代  | 14 | 芝 順子  |
| 2  | 山崎 秀和 | 9  | 坂本 一   | 16 | 土居 忠栄 |
| 3  | 山本 美加 | 10 | 谷崎 容子  | 17 | 清水 優志 |
| 5  | 井上 靖好 | 11 | 遠地 美千代 | 18 | 岡崎 誠  |
| 6  | 加用 雅啓 | 12 | 山本 官   | 19 | 植 俊彦  |
| 7  | 安藤 久徳 | 13 | 池田 三郎  |    |       |

(2) 農地利用最適化推進委員 8名

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名    |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1  | 東 正世  | 4  | 岡本 尚子 | 7  | 宮地 浩  |
| 2  | 武井 健治 | 5  | 宮地 秀之 | 8  | 竹村 光一 |
| 3  | 宮崎 幸一 | 6  | 室津 平  |    |       |

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名     |
|----|-------|----|--------|
| 4  | 桑原 宏文 | 15 | 伊勢脇 精藏 |

(2) 農地利用最適化推進委員 0名

5 事務局職員出席者

| 職名                  | 氏名    | 職名              | 氏名     |
|---------------------|-------|-----------------|--------|
| 事務局長                | 吉田 貴浩 | 係長<br>(西土佐地域担当) | 田中 雄一  |
| 事務局長補佐              | 宮崎 智也 | 主幹              | 山岡 早輝  |
| 事務局長補佐<br>(西土佐地域担当) | 竹本 志郎 | 主事              | 岡本 ほのか |
| 係長                  | 正岡 研二 | 主幹<br>(西土佐地域担当) | 今川 和生  |

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）  
 第2号議案 非農地証明書の交付について（6件）  
 第3号議案 農用地利用集積等促進計画案について（4件）  
 第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
 報告事項  
 その他

| 発言者      | 発言内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（清水会長） | <p>只今から令和7年5月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局      | <p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長（清水会長） | <p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号13番 池田 三郎 委員、議席番号14番 芝 順子 委員をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（清水会長） | <p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局      | <p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、蕨岡字南中角 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の54歳の方で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2分の距離となっております。</p> <p>現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が管理をしていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は、江ノ村字モリヤマ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴2年の45歳の方で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と農作業従事日数160日の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。</p> |

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜や果樹（栗）を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして議案書は3ページになります。

番号3。土地の表示は、西土佐半家字野地 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の76歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は、管理機を所有しているとのことです。申請地までは、徒歩5分ほどの距離となっております。

現在、申請地は休耕地となっており、取得後は譲受人が季節野菜を耕作していくことで、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

番号4。土地の表示は、間崎字ミノコシ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の75歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と農作業従事日数150日の妻と農作業従事日数80日の子の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。

現在、申請地は水稻を栽培しており、取得後も引き続き譲受人が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして番号5。土地の表示は、角崎字小路口 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の83歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。

現在、申請地は休耕中ですが、取得後は譲受人が季節野菜（ネギ、大根、白菜等）を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。

|                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（清水会長）                              | <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「谷崎委員」1番についてお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| <p>●10番 谷崎委員</p> <p>（蕨岡甲・東山地区担当）</p>  | <p>4月24日13時半から現地確認及び譲受人に聞き取りを行いました。申請地の現況は田となっておりますが、譲渡人は農業をしておらず、隅の2畝足らずの田んぼで、申請地の現況は田となっておりますが、30センチほどの草が一面に生えていました。譲受人は営農組合の理事長をしており、今回取得しようとしている農地については、隅の田んぼで水の心配はあるが、しっかり管理していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。以上です。</p>                                                                  |
| 議長（清水会長）                              | 東推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>◇東委員</p> <p>（富岡・蕨岡地区担当）</p>        | <p>4月28日に現地確認に行きました。谷崎委員が言われましたように大きな草が生えていますが、今後管理をしていくと言っていますので、3条の許可申請は適当と思います。以上です。</p>                                                                                                                                                                                           |
| 議長（清水会長）                              | 続きまして、「山本美加委員」2番についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>●3番 山本美加委員</p> <p>（中筋・東中筋地区担当）</p> | <p>4月26日申請地の状況確認及び譲受人の代理人への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人は現在タイでレタスを耕作しています。今回取得しようとしている農地については、前回取得した農地同様、旬の野菜を耕作していくとのことです。タイと日本を行ったり来たり今後もしていくそうです。4月26日の状況確認では3日前に家も建ち、落ち着いたので、前回申請のあった所をちょうどクワで畑を耕しているとのことでした。周辺の農地に影響はありません。</p> <p>以上のことから農地法第3条に係る申請については適当であると考えます。以上です。</p> |
| 議長（清水会長）                              | 岡本推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>◇岡本委員</p> <p>（中筋・東中筋地区担当）</p>      | <p>山本委員がおっしゃっていましたが、私も譲渡人からも聞き取り、間に入ってくれている方にも状況を聞き取りました。ちょうど奥さんも旦那さんも海外へ出かけていますが、東京都とタイと江ノ村と3か所で頑張っているとのことでした。江ノ村の方も皆さんすごく喜んでいるとのことでした。購入したところは既に耕作して、どんどん開拓してやっていきますので、とのことでしたので、この3条の申請はいいと思います。</p>                                                                               |
| 議長（清水会長）                              | 続きまして、「芝委員」3番についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●14 番 芝委員<br>(西土佐半家地区ほか担当) | 4月26日午後5時過ぎ、譲受人と竹村推進委員と現地確認に行きました。申請地は畑で耕作していました。今は何も植えていませんが、耕作放棄地や無断転用はありません。譲受人が保有している農地についても野菜などを植え、効率的に耕作を行っているそうです。今回取得しようとする農地についても野菜を作るそうです。農作業は譲受人本人が行うそうです。取得後において行う野菜については、周辺の農地に影響はありません。農地法第3条による許可申請については問題ないと思います。以上です。                                                                                                     |
| 議長 (清水会長)                  | 竹村推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ◇竹村委員<br>(西土佐半家地区ほか担当)     | 26日に芝委員と現地を訪ねて見てきました。譲受人本人の方にも来ていただいて現地の方を案内してもらって、現在仕事をしておらず今後は季節野菜を作っていくとのことで、有効に活用してもらえるものと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長 (清水会長)                  | 続きまして、「加用委員」4番についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ●6 番 加用委員<br>(八束地区担当)      | 先月の末に申請地の状況を確認してきました。現状田として耕作されている農地であり、周辺地域との関係も問題ないと思われ、譲受後も変わらず田として耕作されることでした。譲受人も意欲的に農業に従事する方であり、問題ないと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長 (清水会長)                  | 宮崎推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ◇宮崎委員<br>(下田・八束地区担当)       | 28日に現地を確認に行ってきました。加用委員が言ったとおりで、3条の申請は適当だと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長 (清水会長)                  | 続きまして、「岡崎委員」5番についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ●18 番 岡崎委員<br>(中村地区担当)     | 農地法3条に基づく許可申請にかかる調査についてですが、現地を調査したのは4月26日10時から10時15分の間、現地は道路には全く面しておらず、周辺は畑で広い畑の一角で、草が生えて休耕状態です。地目は畑で現況は草が生えた畑であるが、草刈りなどを実施し、耕す必要があると認められました。譲渡人は兄の子どもつまり姪で売買交渉中です。譲受人は、とあるグループ企業の相談役で某開発会社の代表取締役です。仕事が休みだったので、自宅に伺い話を聞いたところ、取得後は季節野菜を作りたいと考えている。他の畑についても、今季節野菜、玉ねぎ、キャベツ、白菜などを作っている。譲受人は83歳になる、元気で耕作意欲があると面談中に受けました。3条の許可は適当であると考えます。以上です。 |
| 議長 (清水会長)                  | 宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇宮地秀之委員<br>(中村・具同・東山地区担当) | 4月30日に現地を確認しました。岡崎委員が言ったとおり、譲渡人と譲受人はおじと姪といった関係です。またこの二人は親族で、角崎あたりでいろいろと土地なんかを売買しているみたいです。昨年度も何度か議題にあがっていたと思います。また譲渡人の方は私のハウスの地主の方でもありまして、よく知っていますが、また今後も出てくる可能性があると思いますが、特に問題がないと思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長（清水会長）                  | <p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 各委員                       | 異議なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長（清水会長）                  | ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 農業委員                      | 《全員挙手》                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長（清水会長）                  | ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長（清水会長）                  | <p>続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局                       | <p>第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は利岡字細井谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月28日、地区担当の山本官委員、武井推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は高瀬字柿ノ木サコ 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。</p> |

4月28日、地区担当の植委員と武井推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林・原野のような状態となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、議案書は5ページになります。番号3。土地の表示は古津賀字大弘カリ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月28日、地区担当の山崎委員と、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野のような状態となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして議案書は6ページになります。

番号4。土地の表示は西土佐奥屋内字坂引地、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月28日に地区担当の遠地委員および竹村推進委員、申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地への進入路および山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。また、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号5。土地の表示は実崎字アナダ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月28日、地区担当の加用委員、宮崎推進委員、申請代理人立会いのもと現

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | <p>地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は宅地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 14 年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。</p> <p>続きまして番号 6。土地の表示は名鹿字坂ノ下、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4 月 28 日、地区担当の加用委員、宮崎推進委員、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成 29 年時点の航空写真では既に農地ではない状況となっております。</p> <p>以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。</p> |
| 議長（清水会長）                | <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本官委員」1 番についてお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ●12 番 山本官委員<br>（後川地区担当） | <p>4 月 26 日午前 10 時半ごろ、会長及び事務局そして武井推進委員と申請代理を交えて現地確認を行いました。当該地は竹と木が生い茂っていて、農地への復旧は困難な状態で、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと判断し、証明書の交付は適当と考えます。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長（清水会長）                | <p>武井推進委員から、意見などはございませんか？</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ◇武井委員<br>（大川筋・後川地区担当）   | <p>4 月 28 日に会長、事務局スタッフ 4 名と、山本農業委員と私で現地確認を実施いたしました。三か所の田畑は、山林と竹林に覆われて田畑に復元するには不可能な状況にあると判断しました。非農地証明の申請は妥当であるというふうに考えております。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長（清水会長）                | <p>続きまして、「植委員」2 番についてお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ●19 番 植委員<br>（大川筋地区担当）  | <p>4 月 28 日午前 11 時頃事務局、武井委員と現地に向かいました。場所は高瀬の沈下橋の向こう側に渡って 100 メートルぐらい上流に行ったところです。ご覧のように足の踏み入れる隙もないくらいもう荒れておりまして、人が入れ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | ないというところで、農地にもできないというところで確認しました。適当であると思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長（清水会長）                  | 武井推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ◇武井委員<br>（大川筋・後川地区担当）     | 植委員からご説明がありましたとおり、会長、事務局スタッフ4名、植委員と私で確認させていただきました。農業を辞められてから52年ほど経過しているということで、田や畑は山林と竹林に混ざっておりまして、原野となっていたということです。それで、非農地証明書の申請は妥当というふうに考えました。以上でございます。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長（清水会長）                  | 続きまして、「山崎委員」3番についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ●2番 山崎委員<br>（八束・東山地区担当）   | 4月28日、会長、事務局、申請代理人のもと現地確認しました。場所は、古津賀の第二団地の奥側に結構広い範囲でながですけど、事務局が説明されたとおり、かなり耕作放棄されて時間が経っていて、農地への復帰は困難であります。<br>以上のことから非農地証明の交付は適当であると思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長（清水会長）                  | 宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ◇宮地秀之委員<br>（中村・具同・東山地区担当） | 4月30日に現地を確認しました。現地は写真のとおり状況でありまして、農地への復旧は困難だと思います。また、耕作放棄してから10年以上立っている土地なので、非農地証明の交付については適当であると思います。以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長（清水会長）                  | 続きまして、「遠地委員」4番についてお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ●11番 遠地委員<br>（西土佐藤ノ川地区担当） | 事務局の報告のとおり4月28日関係者4人で現地を確認いたしました。大平見山は地目は畑ですが、写真のとおり雑木林でした。藤ノ井につきましても、倒木や雑木、雑草の繁茂があり復旧が困難であり、また隣家も今空き家となっておりますので、影響はないものと思われます。山の小山は、20年以上前から山へ入る人がないため、道がなく現地まで入ることは困難であり、ここから見ると実は対岸となっているんですけど。その下のあたりは、川。川の向こうの山ってことなんです。なのでずっと手前の上の方から、昔は山道があったんですけど、山道ももうなくなっている状態で、下から一応確認しましたので、全体的に確認は厳しかったんです。ここの状況につきましては区長へ聞きましたら、戦後満州開拓団が帰国して、だいたい次男三男のため、帰ってきてても土地がなく、天然木が茂った山を国から払い下げを受け、十数人で開墾して食料を得ていたそうです。後々、栗が植わっていたんですけど、そ |

|                            |                                                                                                                                  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | <p>こももう当時の人が高齢化してほとんど放棄といった状況で山林化していました。</p> <p>以上のことから非農地証明は適当であると判断いたしました。以上です。</p>                                            |
| 議長（清水会長）                   | 竹村推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                           |
| ◇竹村委員<br>（西土佐藤ノ川地区ほか担当）    | <p>28日自分も現地の方同行いたしまして、確認をしましたが、現地近くには行く道がないことで、遠目からの確認になりましたが、写真を見てのとおり周辺の山林と同化していました。人家の入り口は、見てのとおり感じで、非農地証明は妥当だと思います。以上です。</p> |
| 議長（清水会長）                   | 続きまして、「加用委員」5番と6番についてお願いします。                                                                                                     |
| ●6番 加用委員<br>（八束地区担当）       | <p>28日申請地の状況を事務局と確認してきました。番号5番6番ともに事務局の説明のとおり、非農地証明の交付は問題ないと思われます。以上です。</p>                                                      |
| 議長（清水会長）                   | 宮崎推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                           |
| ◇宮崎委員<br>（下田・八束地区担当）       | <p>28日現地の確認に行っていました。加用委員が言ったとおり、見てのとおりで非農地証明の交付は適当であると思います。以上です。</p>                                                             |
| 議長（清水会長）                   | <p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>                         |
| ●3番 山本美加委員<br>（中筋・東中筋地区担当） | <p>番号3についてですが、私が写真を見る限りでは、20年以上耕作がされていない割には、草があまり茂っていないように見えるのですが、誰かが管理とかされていたんでしょうか。</p>                                        |
| 事務局                        | <p>下が沼地になっておりますので、そんなに高い草とかが生えるような土地ではないので、多分低く感じるのではないかと思います。結構な沼地で草も結構繁茂している状態です。</p>                                          |
| 議長（清水会長）                   | <p>それと、これくらいの柳の木が生えています。下は沼地でトラクターなんか入れたら前動きしないようなところですよ。</p>                                                                    |
| ●3番 山本美加委員<br>（中筋・東中筋地区担当） | <p>分かりました。ありがとうございます。</p>                                                                                                        |
| 議長（清水会長）                   | 他にありませんか。                                                                                                                        |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（清水会長）                   | ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 農業委員                       | 《全員挙手》                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長（清水会長）                   | ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長（清水会長）                   | 続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。<br>事務局の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事務局                        | <p>それでは第3号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積等促進計画書(案)は8ページになります。</p> <p>説明いたします。</p> <p>借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、一部空欄になっていますが、公告日から4年間となっています。以上です。</p> |
| 議長（清水会長）                   | <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番から4番についてお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| ●3番 山本美加委員<br>（中筋・東中筋地区担当） | <p>4月26日申請地の状況確認及び借受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は田となっております。借受人は認定農業者であり、主に水稻を耕作しています。今回借り受けしようとしている農地についても、水稻を耕作していくとのことでした。周辺の農地に影響はありません。</p> <p>また、借受人は森沢以外でも約13ヘクタール耕作しており、忙しい時期には弟に手伝ってもらいながら、農用地のすべてを効率的に利用して耕作しています。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積計画については適当であると考えます。以上です。</p>                                                |
| 議長（清水会長）                   | 岡本推進委員から、意見などはございませんか？                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ◇岡本委員<br>（中筋・東中筋地区担当）      | 私も借受人から聞き取りしました。山本美加委員がおっしゃったように、これから耕作していくということで、周辺の農地には影響がないということで頑張っていくそうです。以上です。                                                                                                                                                                                                                                 |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（清水会長） | <p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 各委員      | 異議なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長（清水会長） | <p>ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。</p> <p>原案に賛成の委員は挙手をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 農業委員     | 《全員挙手》                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（清水会長） | <p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長（清水会長） | <p>続きまして、第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局      | <p>それでは、「第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明をいたします。議案書は9ページになります。</p> <p>この決議の経緯といたしましては、令和元年、県外にて農地転用に関わり農業委員会の会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼があったため、本市農業委員会におきましても、令和2年1月の農業委員会総会にて、農業委員会法第31条及び同法第33条を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保するという内容の決議を行っております。</p> <p>なお、この決議については決議内容を保持する観点から、毎年度実施することとされているため、今年も実施するものであり、毎年度5月の総会で実施することとしております。</p> <p>それでは、決議文を読み上げます。</p> <p>《決議文を読み上げる》</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（清水会長） | <p>続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局      | <p>説明させていただきます。資料の方をご覧ください。基本方針としましては、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、各委員の最適化活動の成果、活動実績払いを計</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 算して、その計算した額の割合で実際に四万十市に交付された交付金額を按分していくことを考えております。2番に最適化活動の実施についてという項目があります。これまで各委員に均等に能率給を配分しているところを、実績に応じた傾斜配分にすることになります。これは規則の第4条の第1項に書いております。活動の日数の目標ですけども、月に6日を目標としております。活動がない月は支給対象になりません。その次ですが、月当たりの平均活動日数が1日未満となった場合には、当該年度の能率給の支給はしないこととなっております。最適化活動の記録簿は毎月提出していただくがですけど、総会の出席については事務局で整理します。説明は以上です。 |
| 議長（清水会長） | 以上で事務局からの説明が終わりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長（清水会長） | 最後に、委員の皆様から何かございませんか。<br>ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。<br>これにて閉会といたします。                                                                                                                                                                                                                           |

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年5月9日

議長 清水 優志

署名委員 志 順 子

署名委員 池田 三郎